

事務連絡
令和2年7月16日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学担当課
各国公立高等専門学校担当課 御中
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

金属製容器の使用方法による食中毒の発生防止のための注意喚起について

標記について、別添のとおり、厚生労働省より「金属製容器の使用方法による食中毒の発生防止のための注意喚起について」事務連絡が発出されました。

については、夏期にスポーツ飲料等の摂取の機会が多くなると考えられることを踏まえ、必要に応じ、別添の内容について児童生徒等に対し、注意喚起を行っていただくようお願いいたします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、大学を設置する学校設置会社担当課におかれては、設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

【本件担当】

スポーツ庁政策課学校体育室

電話 03-5253-4111 (内線 2674)

(別 添)

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 14 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）食品衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 監 視 安 全 課

金属製容器の使用方法による食中毒の発生防止のための注意喚起について

今般、古くなった金属製の容器に粉末清涼飲料水を溶かし保管したものを喫食したことにより、金属の溶出に伴う食中毒事例が発生しました。

各自治体におかれましては、夏期となり酸性の飲料（主に炭酸飲料や乳酸菌飲料、果汁飲料、スポーツ飲料等）の摂取が多くなることを踏まえ、事業者及び消費者に対し、下記の事項について注意喚起及び情報提供を行うようお願いいたします。

記

- 1 食品が接触する容器の内部にサビやキズがないか確認すること
- 2 酸性の飲み物を長時間、金属製の容器に保管しないこと
- 3 古くなった容器は、定期的に新しいものに交換すること
- 4 取り扱う食品の表示及び注意喚起を確認し、使用すること

以上